

真庭市立天津小学校 いじめ防止基本方針

令和2年4月 改定

いじめに関する現状と課題

本校では平成31年度(令和元年度)に17件(平成30年度からの継続指導4件を含む)のいじめを認知した。そのうち12件は解消しているが、5件は指導後、経過観察中である。いじめの認知件数が増えているのは、些細なことでも見逃さないようにしていこうとする姿勢の表れでもあるが、今年度も早期に発見するために、全児童を対象とする児童教育相談を年間2度実施したり、学校生活アンケートを行ったりして児童の生活の様子を把握するように努めていく。また、終礼や校内研修で気になる児童の情報交換を行うだけでなく、**普段から児童の様子を全職員で観察し情報の共有を図るとともに**、気になる事例は記録を蓄積し、情報の共有や引き継ぎを確実にし、全職員での指導につなげている。そして、いじめにつながる要因を見逃さないような体制を整え、教職員の「いじめを見抜く感性」をさらに磨くように研修を継続していく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。本校では、「どの児童にもどの学校にも起こりうる」ということから、学校、家庭、地域が一体となり、一過性ではなく継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要であると考える。そこで、本年度も本校の現状と課題をふまえ、特に**未然防止**に力を注いで取り組むたいと考える。

- ・全体の話し合いの場に挙げられる気になる児童の情報は、主として学級担任の判断に委ねがちである。しかし、全教職員が児童及び各学級の実態をより詳しく知り、情報を共有できるようになれば、多くの目でいろいろな児童や学級の様子を今までとは違った視点で見ることができ、児童の様子の変化やいじめのサインをより把握しやすくなる。そのため、Q-Uを利用した児童の生活意欲や学級満足度の結果や学校生活アンケートの結果を数値化するなどして、情報の共有化を図る。
- ・学校評価や教育相談週間との関連を図りつつ、Q-Uや学校生活アンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有するとともに、具体的な取組の実施状況を評価し、改善につなげる。(PDCA)
- ・いじめ対策委員会を機能させ、いじめ問題について迅速に適切な対応を行う。

<重点となる取組>

- ・**Q-Uや学校生活アンケートの結果を数値化し、一人一人の子どもの生活状況の把握に努める。**
- ・**共有した情報から気になる児童を取り上げて情報交換を行ったり、いじめに関する事例研修を行ったりして未然防止に努める。**
- ・**人権週間だけでなく年間通して「人権の木」活動を継続するなどして人権意識の高揚を図り、いじめの防止、早期発見に努める**

保護者・地域との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針を説明し、学校はいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談会、学級PTA活動等を通していじめ問題について研修したり意見交換を行ったりして協力体制を整える。 ・「みんなで育み心をつなぐ天津の会」が開催するミニ集会に参加して地域の方々や懇談の機会を設け、児童の学校外での生活の様子を見守り、気になることに関しては情報を提供してもらって、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題を取り上げ、パソコンの使い方やスマートフォンの持たせ方について学習する機会を設けて、啓発に努める。 ・学校便りや学級便り等を通じて、いじめ防止の取組を紹介し、保護者もいじめの未然防止、早期発見、解消に積極的に関わることができるように連携を図る。 ・行為そのものが止んでいても、心身の苦痛を感じていないかどうかを、長期的に(3ヶ月)確認する。

学 校
<p style="text-align: center;">いじめ対策委員会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、いじめ事案への対応、アンケートの数値化 <p><対策委員会の開催時期></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回開催 <p><対策委員会の内容の教職員への伝達></p> <ul style="list-style-type: none"> ・直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 スクールソーシャルワーカー、青少年育成相談員、PTA会長等 ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、教育相談担当 <p style="text-align: center;">全 教 職 員</p>

関係機関等との連携
<p><連携機関名> 真庭市教育委員会</p> <p><連携の内容> ネットパトロールによる監視</p> <p><学校側の窓口> 教頭</p> <p><連携機関名> ・真庭警察署</p> <p><連携の内容> ・非行防止教室</p> <p><学校側の窓口> ・教頭</p>

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(校内研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段の職員同士の対話を重視し、共有した情報から気になる児童の情報交換を行ったり、いじめに関する事例研修を行ったりして未然防止に努める。(児童会活動) ・人権週間には、運営委員会が中心となっていじめ防止標語を作ることを呼びかけたり、縦割り班で活動する全校集会を開催したりして交流を深める。(居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・互いに支え合い安心して生活でき、いじめを自分の問題としてとらえられるような学級づくりをしていく。(情報モラル教育) ・ネットいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を全学年で年間計画に従って行う。
② 早期発見	<p>(実態の把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uや学校生活アンケート、年に2回の「ふれあい相談」により、児童の実態を把握するとともに、全職員の目で普段の何気ない児童の様子を観察し、いじめにつながる行為の早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・教育相談担当を中心に、すべての教職員が共有した情報をもとに児童の様子を見守るとともに、細やかに声かけをして児童が相談しやすい体制を整える。(情報の共有) ・Q-Uを利用して児童の生活意欲や学級満足度を調べたり、学校生活アンケートの結果を数値化するなどして、全教職員で情報の共有化を図る。(家庭との連携) ・学級通信や連絡ノートを通じて、学校と家庭との情報交換を密にしなが児童の様子を見守る。
③ いじめへの対応	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認する。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめを正確に認知し、いじめと認知された案件に対してはいじめ対策委員会を開き、対応を協議する。また、いじめの事実や指導、児童の様子などは具体的に記録を残しておく。 (いじめられた児童とその保護者への支援) ・いじめを受けた児童には、安心して学校生活を送れる環境の確保を行い、その保護者には正確な情報と今後の対応について伝える。 (いじめた児童とその保護者への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめをやめさせ、その再発を防止することに全力で取り組む。また、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対応を行う。そして、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ・保護者には正確な情報を伝え、今後の対応に対する保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。 (他の児童への働きかけ) ・いじめを当事者間の問題ではなく、全体の問題として考えられるように話し合う場を設け、認め合う人間関係を築ける集団作りに努める。